

蔵理第4619号

平成3年12月25日

最終改正 令和2年12月11日財理第3920号

日本銀行業務局長 殿

大蔵省理財局長 寺村 信行

**日本銀行が国税等の徴収に関する事務を光学読取式電子情報処理組織
を使用して処理する場合の事務等の取扱手続の細目について**

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成3年大蔵省令第54号）第17条の規定に基づき、日本銀行が光学読取式電子情報処理組織により処理する事項及び当該処理の方法その他光学読取式電子情報処理組織の使用に関する手続きの細目を、下記のとおり定めたので、命により通知する。

記

1. 特例省令第7条第3項に定める「整理番号の記載のない場合」には、誤記等のため光学読取式電子情報処理組織による判読ができない場合を含むものとする。
2. 日本銀行は、特例省令第7条第4項に基づいて代行機関に特例省令別紙第6号書式の領収済通知書を送付した後に、当該代行機関から電磁的記録媒体に収録されている領収済の件数及び金額と特例省令別紙第6号書式による領収済通知書に記載されている領収済の件数及び金額が符合しない旨その他の通知を受けたときは、その内容について再確認する等適切な措置を講ずるものとする。
3. 特例省令第9条に規定する領収済通知書の訂正のための通知は、別紙様式の訂正依頼書により行うものとする。

別紙様式

訂 正 依 頼 書

年 月 日

指定国税収納命令官
税務署長 殿

日 本 銀 行

別紙のとおり領収済通知（ 件）を訂正してください。

以上

用紙寸法 日本産業規格A列4